

優良読書グループ表彰実施要項

北海道読書推進運動協議会

「秋の読書週間」に合わせて実施している優良読書グループ表彰に関して、次のところにより実施する。

I 表彰の目的

グループ活動を通して本を読む楽しさを広め、地域文化の向上に貢献する読書グループの事績を称えることにより、活動のさらなる発展と明るい文化的な社会づくりに資することを目的とする。

II 実施概要

1 優良読書グループ全国表彰（以下「全国表彰」という。）の候補者の推薦

公益社団法人読書推進運動協議会が主催する表彰事業に対して、各都道府県の読書活動推進団体（北海道の場合は北海道読書推進運動協議会（以下「当協議会」という。）が候補者を推薦し、この団体を同協議会が表彰する。

2 優良読書グループ北海道表彰（以下「北海道表彰」という。）

北海道内の優良読書グループを広く表彰することを目的に、当協議会が独自に表彰する。

（1）北海道表彰本賞

長年にわたり他の模範として推奨に値する活動を行っている優良読書グループを表彰する。

（2）北海道表彰奨励賞

新たに自主的・積極的な活動を行い、今後の活発な活動が期待される優良読書グループを表彰する。

III 優良読書グループの選考

この表彰に係る選考は、全国表彰に推薦する候補者の選考、及び北海道表彰における表彰候補者の選考とする。

1 募集

北海道教育庁各教育局及び当協議会構成団体を通じて、別紙推薦要領により候補対象者を募集する。応募方法は、全国表彰、北海道表彰の各推薦書類の提出によるものとする。（各推薦書類の様式については、別途これを定める。）

2 選考

選考委員会を開催し、候補対象者を決定する。

3 結果通知

選考結果は、推薦者である北海道教育庁関係教育局長及び当協議会構成団体の代表者を通じて推薦団体である市町村教育委員会等あてに通知する。

4 その他

選考基準を含む選考委員会に係る規定については、別途定める。

IV 優良読書グループの表彰

1 表彰内容

(1) 全国表彰

受賞グループには、公益社団法人読書推進運動協議会が表彰状及び副賞を贈呈する。

(2) 北海道表彰

受賞グループには、当協議会より表彰状及び副賞を贈呈する。

2 表彰方法

(1) 表彰は、市町村教育委員会又は当協議会構成団体による伝達表彰とする。

(2) 贈呈品は、全国表彰については当協議会経由により、また、北海道表彰については当協議会より市町村教育委員会等に送付する。

平成 29 年 7 月 28 日
北海道読書推進運動協議会長決定

附則 この実施要項は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附則 この実施要項は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

附則 この実施要項は、平成 29 年 7 月 28 日から施行する。